

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 1 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成 31（2019）年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、現在、平成 30 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に基づき、その運用を行っているところです。

当該通知については、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」での議論等を踏まえ、平成 31（2019）年 3 月 31 日をもって廃止し、報酬改定に係る告示の公布後に新たに通知を発出する予定です。

今般、参考として別添通知（案）を送付いたしますので、各都道府県等におかれては、平成 31（2019）年度における取扱いについて、下記内容をご了知の上、貴管内市町村・事業所等に周知をお願いします。

記

（１）主な変更点について

現行通知からの主な変更点は、以下のとおりです。

○ 第 1 の 4 について

平成 31（2019）年度における居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の加算の見込額の計算方法を追記

- 第 1 の 5 について
平成 31（2019）年度における訪問系サービスの実際の障害福祉サービス等報酬総額の計算方法を追記
- 第 1 の 7 について
「平成 30 年度当初の特例」を「平成 31（2019）年度当初の特例」に変更
- 第 1 の 8 について
加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止に伴う上位加算の取得の積極的な働きかけの依頼内容を追記
- 別紙 1「表 1：加算算定対象サービス」について
表 2 及び表 3 を追記し、訪問系サービスの各期間に適用する各加算率を掲載
- 別紙 1「表 4：職場環境等要件」及び別紙様式 2「福祉・介護職員処遇改善計画書」について
職場環境等要件のその他項目に「障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化」及び「地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上」を追記

（2）平成 31（2019）年度当初の特例について

平成 31（2019）年 4 月から福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、同年 4 月 15 日までに計画書等を都道府県知事等へ提出するものとして取り扱うこととします。

※ 訪問系サービス以外の加算算定対象サービスについても、当該特例の対象予定

※ 通常の取扱い（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 30 年 3 月 30 日障障発 0330 第 2 号）抜粋）

加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の 2 月末日までに、障害福祉サービス事業所等ごとに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

(3) 訪問系サービスの加算の見込額について

平成 31 (2019) 年度における訪問系サービスの加算の見込額については、平成 31 (2019) 年 10 月より新たな加算率を適用することに伴い、各期間 (2019 年 4 月から 9 月までの期間と 2019 年 10 月から 2020 年 3 月までの期間) で算出した総額 (見込み額) を計算する必要がありますので、ご注意ください。

※ 具体的な加算率については、別途、後日通知

※ 計算方法の詳細については、別添通知 (案) の第 1 の 4 を参照

(4) 「新しい経済政策パッケージ」に基づく新たな加算の取扱いについて

平成 31 (2019) 年 10 月に施行予定の「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定) に基づく新たな加算に係る届出様式や具体的な届出時期については、追って通知いたします。